

道路事業予算の総額確保等に関する意見書

本県は、半島地域や多くの離島など地形的な制約を受ける南北600kmにわたる広大な県土を有し、また、本土の大半が災害を受けやすいシラス等の特殊土壌に覆われているなど、条件不利地が多く、全国に比較して社会資本の整備が立ち遅れている状況にある。

特に道路は、移動手段を自動車交通に大きく依存している本県においては、県民生活の経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であるが、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備率は全国に比べて未だ低く、ミッシングリンクが存在している状況にある。

今後、少子高齢化・人口減少が加速する中で、県民の安心・安全を確保し、県が持続的な発展を続けるためには、道路整備を着実に推進することにより、地方創生、国土強靱化を実現し、更にはストック効果を早期に発揮させ、地域の経済・産業の強化を図る必要がある。そのためには、防災・減災対策や道路の老朽化対策はもとより、高規格関連道路等の未整備区間の解消、通学路や自転車空間確保等の交通安全対策、人流・物流のための渋滞対策などの道路整備を長期安定的に行う必要がある。

このため、国におかれては、必要な道路を計画的に整備し国民の安心・安全を確保するために必要な道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保するとともに、経済の好循環を地方に拡大し「地方創生」の早期実現を図るため、大型補正予算の編成を早急に検討するよう強く要望する。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置は、平成29年度までの時限措置となっており、低減あるいは廃止となれば、県の財政負担が増え、自主財源に乏しい本県にとって致命的な問題となる。よって、依然として厳しい本県の財政状況等を踏まえ、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するよう強く要望するとともに、地域の財政状況等を考慮した措置を取られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
国土交通大臣